

議案第 20 号

専決処分について（立川市生涯学習推進審議会委員及び立川市社会教育委員の委
嘱について）

上記の議案を提出する。

令和 2 年 4 月 9 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

理 由

社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条第 2 項、立川市生涯学習推進審議会条例
(平成 4 年条例第 5 号)第 4 条第 1 項及び同第 2 項の規定による。

専決処分書

立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則第3条第1項の規定に基づき、次を別紙の通り専決処分する。

立川市生涯学習推進審議会委員及び立川市社会教育委員の委嘱について

令和2年4月1日

立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

立川市生涯学習推進審議会委員及び立川市社会教育委員の委嘱について

第6回立川市教育委員会議案第16号で立川市生涯学習推進審議会委員及び立川市社会教育委員に委嘱することとした榎並 隆博氏について、所属団体の人事異動により、後任となる次の者を委嘱することとする。

(1) 委嘱する委員の氏名等

氏名	住所	選出区分	備考
おかべ きみお 岡部 君夫	日野市 栄町	関係行政機関の職員 (条例第4条第1項第3号)	東京都多摩教育事務所指導課長

(2) 委嘱年月日 令和2年 4月 1日

(3) 任期満了年月日 令和4年 3月31日